

# 河川コード仕様書

平成17年4月

国土交通省河川局

# 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. コードの名称             | 1  |
| 2. 目 的                | 1  |
| 3. 主として適用する業務         | 1  |
| 4. コード付与の対象           | 1  |
| 5. コード付与の考え方          | 2  |
| 6. コード主務者             | 2  |
| 7. コードの追加付与・廃止及び管理の方法 | 3  |
| 8. コードの構成と付与の方法       | 3  |
| 9. コード仕様書の維持及び管理      | 17 |
| 10. コード仕様書の使用開始年月日    | 17 |
| 11. その他               | 17 |

### 1. コードの名称

データ・コードの名称は、「河川コード」とする。

### 2. 目的

河川コード（以下「コード」という。）を整備することにより，事務処理の効率化を図り，各種業務間での情報の互換性を向上させることを目的とする。

### 3. 主として適用する業務

主として適用する業務は，次のとおりとする。

- (1) 河川現況台帳
- (2) 水利台帳
- (3) 河川現況調査
- (4) 水害統計
- (5) 災害統計
- (6) 水質年表
- (7) 流量年表
- (8) 河川毎の事業費

上記業務を含め，河川を特定する場合は，極力この河川コード仕様書によるコードを使用するものとする。

### 4. コード付与の対象

コード付与の対象は，次のとおりとする。

表4-1 コード付与の対象

| 水系区分     | 河川種類     |      |
|----------|----------|------|
| 一級水系     | 一級河川     | 直轄区間 |
|          |          | 指定区間 |
|          | 準用河川     |      |
| 普通河川*(1) |          |      |
| 二級水系     | 二級河川     |      |
|          | 準用河川     |      |
|          | 普通河川*(1) |      |
| 準用水系*(2) | 準用河川     |      |
|          | 普通河川*(1) |      |
| 普通水系*(3) | 普通河川*(1) |      |

\* (1) 普通河川とは，一級河川・二級河川・準用河川以外の河川をいう。

\* (2) 準用水系とは，一級水系・二級水系以外の水系で，準用河川を含む水系をいう。

\* (3) 普通水系とは，一級水系・二級水系・準用水系以外の水系をいう。

## 5. コード付与の考え方

- (1) コードは、一級河川、二級河川、準用河川及び普通河川に対して付与する。  
ただし、普通河川については、当該河川の管理者が必要と認める場合に付与されるものとし、農業用水路等に付与が必要な場合は普通河川として取り扱われるものとする。
- (2) コードの付与は、河川種類及び河川管理者の数にかかわらず、1河川1コードとする。
- (3) コードの付与は、以下の2つから構成される。
  - ① 本仕様書施行時における河川局河川計画課長及び各地方整備局河川部長（北海道開発局にあつては建設部長、沖縄総合事務局にあつては開発建設部長）による、各地方整備局等の新たなコードの付与（以下「初期付与」という。）
  - ② 初期付与時以降におけるコード主務者による新たなコードの付与（以下「追加付与」という。）
- (4) 一度付与されたコードは変更されることはない。水系区分が変更となる場合、(8)④の場合等には、従前のコードを廃止した上で追加付与することとなる。
- (5) 既に付与されているコードを廃止する場合は、その番号は欠番とする。
- (6) 1の河川に名称または河川管理者が複数存在する場合であっても、物理的に同一河川である場合には同一コードとする（図8-6、7参照。ただし、河川が分派している場合は(8)のとおり。）。
- (7) 同一水系内の河川については、地域番号（8.2.1.a 参照）及び水系番号（8.2.2.a 参照）は同一とする。
- (8) 同一水系であつて河川が分派している場合の取り扱いは、次のとおりとする。
  - ① 派川又は放水路が河川として本川と別途指定がなされている場合は、別のコードを付与する。
  - ② 派川又は放水路に対して、本川と同一の指定がなされている場合は、本川と同一のコードとする。
  - ③ 河川がショートカットされたときで、新川と旧川に対して同一の指定がなされた場合は、同一のコードとする。
  - ④ 河川がショートカットされたときで、旧川が改めて別途河川として指定がなされた場合は、旧川に新たにコードを付与する。
- (9) 河川が2つの水系にまたがる場合には、当該河川の属する水系の河川としてコードを付与する（図8-8参照）。

## 6. コード主務者

河川局河川計画課長は、コードの付与及び管理に関する事務を総括するものとし、地方整備局河川部長（北海道開発局にあつては建設部長、沖縄総合事務局にあつては開発建設部長）は、コード主務者として、その管轄区域内の河川に関するコードの付与及び管理に関する事務を行うものとする。

ただし、1の河川が複数の地方整備局の管轄区域にまたがる場合は、当該河川の最下流端の存する区域を管轄する地方整備局を当該河川のコード主務者とし、当該最下流端

の存する区域が複数の地方整備局の境に存する場合には、これら地方整備局間の協議によりコード主務者を決定する。

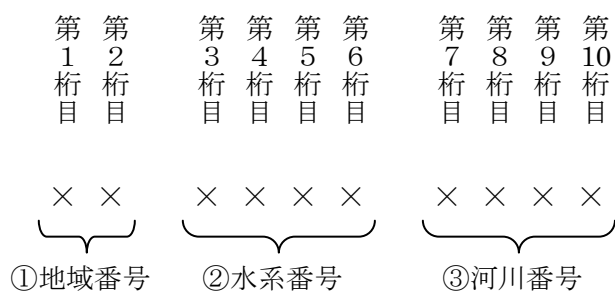
## 7. コードの追加付与・廃止及び管理の方法

- (1) コード主務者は、コードの追加付与・廃止及び管理を行う。
- (2) 河川管理者（国土交通大臣においては、当該河川の管理事務を担当する河川担当事務所長）は、コードの追加付与・廃止または属性情報（8.2.5 参照）の変更の必要性が生じた際には、別紙に示す「コード登録・変更願い」に必要事項を記入し、コード主務者に提出するものとする。
- (3) コード主務者は、提出された「コード登録・変更願い」に従い、別紙に示す「コード付与・更新調書」を作成し、コードの追加付与・廃止または属性情報の変更を行う。
- (4) コード主務者は、毎年12月末日までに「コード付与・更新調書」及び「コード登録・変更願い」をもって、コードの登録・変更結果を河川局河川計画課長へ報告するものとする。
- (5) 河川局河川計画課長は、各コード主務者から報告されたコード登録・変更結果に従い、毎年3月末日までに別紙に示す「様式1～8」で構成される「河川コード台帳」を作成し、各コード主務者へ配布するものとする。
- (6) コード主務者は「河川コード台帳」を管理する。

## 8. コードの構成と付与の方法

### 8.1 コードの構成

コードの構成は、次のとおりとする。



### 8.2 コードの付与の方法

コードの付与の方法は、次のとおりとする。

なお、コードの初期付与は、河川局河川計画課長及びコード主務者が行うものとする。

#### A 初期付与時

##### 8.2.1.a 地域番号

第1桁目及び第2桁目の2桁により表す地域番号は、河川の概略の地理的位置を表すとともに、一級水系とそれ以外の水系を区分するために用いるもので、次のとおりとする。

- (1) 一級水系については、表8-1のとおりとする。

表 8 - 1 一級水系の地域番号（地方整備局等の番号）

| 主 管 区 分          | 番 号 |
|------------------|-----|
| 北海道開発局が主管する水系の場合 | 81  |
| 東北地方整備局 //       | 82  |
| 関東地方整備局 //       | 83  |
| 北陸地方整備局 //       | 84  |
| 中部地方整備局 //       | 85  |
| 近畿地方整備局 //       | 86  |
| 中国地方整備局 //       | 87  |
| 四国地方整備局 //       | 88  |
| 九州地方整備局 //       | 89  |

(2) 一級水系以外の水系については、当該水系の本川の河口がある都道府県の番号を用いることとし、表 8 - 2 のとおりとする。

ただし、当該水系の本川の河口が都府県境に位置する場合は、当該水系の流域面積の大きい部分を有する都府県の番号とする。

表 8 - 2 一級水系以外の水系の地域番号（都道府県の番号）

| 都道府県 | 番 号 | 都道府県 | 番 号 | 都道府県 | 番 号 | 都道府県 | 番 号 |
|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 北海道  | 01  | 東京都  | 13  | 滋賀県  | 25  | 香川県  | 37  |
| 青森県  | 02  | 神奈川県 | 14  | 京都府  | 26  | 愛媛県  | 38  |
| 岩手県  | 03  | 新潟県  | 15  | 大阪府  | 27  | 高知県  | 39  |
| 宮城県  | 04  | 富山県  | 16  | 兵庫県  | 28  | 福岡県  | 40  |
| 秋田県  | 05  | 石川県  | 17  | 奈良県  | 29  | 佐賀県  | 41  |
| 山形県  | 06  | 福井県  | 18  | 和歌山県 | 30  | 長崎県  | 42  |
| 福島県  | 07  | 山梨県  | 19  | 鳥取県  | 31  | 熊本県  | 43  |
| 茨城県  | 08  | 長野県  | 20  | 島根県  | 32  | 大分県  | 44  |
| 栃木県  | 09  | 岐阜県  | 21  | 岡山県  | 33  | 宮崎県  | 45  |
| 群馬県  | 10  | 静岡県  | 22  | 広島県  | 34  | 鹿児島県 | 46  |
| 埼玉県  | 11  | 愛知県  | 23  | 山口県  | 35  | 沖縄県  | 47  |
| 千葉県  | 12  | 三重県  | 24  | 徳島県  | 36  |      |     |

(3) 一級水系以外の水系で、当該水系の本川の河口の位置が他の都府県に移動した場合又は本川の河口が都府県境に位置し、都府県別の流域面積の大小が変わった場合にあっても、当該水系全体にわたる地域番号の変更は行わない。

### 8.2.2.a 水系番号

第3，第4，第5及び第6桁目の4桁により表す水系番号は，1水系につき1つの番号を付与する。これにより，地域番号と併せて使用することで，水系の特定が可能となる。

- (1) 一級水系については，表8-3の番号の範囲で，連番により付与する。なお，現在の一級水系に対する水系番号は，表8-4のとおりとする。

新たに一級水系を追加する場合は，各地方整備局及び北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）に既に付与されている水系番号の最終番号の次の番号を付与する。なお，本仕様書施行時における一級水系に対する水系番号は，表8-3のとおりとする。

表8-3 一級水系の水系番号の範囲

| 主 管 区 分          | 番 号       |
|------------------|-----------|
| 北海道開発局が主管する水系の場合 | 0101～0199 |
| 東北地方整備局          | 0201～0299 |
| 関東地方整備局          | 0301～0399 |
| 北陸地方整備局          | 0401～0499 |
| 中部地方整備局          | 0501～0599 |
| 近畿地方整備局          | 0601～0699 |
| 中国地方整備局          | 0701～0799 |
| 四国地方整備局          | 0801～0899 |
| 九州地方整備局          | 0901～0999 |

- (2) 二級水系，準用水系についてはそれぞれ，本川河口部の位置をもとに，各都道府県の海岸線に対し<sup>注)</sup>，右回りに連番により付与する。なお，その範囲は，地域番号毎に0001から9999とする。

新たに二級水系，準用水系を追加する場合は，既に付与されている番号の最終番号の次の番号を付与する。

- (3) ある地域内の水系に付与されていた水系番号が廃止された場合，当該地域内においては，当該水系番号は欠番とする。
- (4) 島部及び湖沼の場合は，起点を独自に定めて付与する。
- (5) 既に水系番号が付与されている水系に新たに河川を追加する場合は，当該水系番号を使用する。

注)：北海道，兵庫県，福岡県，佐賀県，沖縄県は，起点を独自に定めて番号を付与する。

表 8 - 4 一級水系番号一覧表 (1)

| 地方整備局等名 | 水系番号 | 水系名   | 読み仮名       |
|---------|------|-------|------------|
| 北海道開発局  | 0101 | 天塩川   | テシカガリ      |
|         | 0102 | 留萌川   | ルモイカガリ     |
|         | 0103 | 石狩川   | イシカリカガリ    |
|         | 0104 | 尻別川   | シリベツカガリ    |
|         | 0105 | 後志利別川 | シリベシシベツカガリ |
|         | 0106 | 鶴川    | ムカリ        |
|         | 0107 | 沙流川   | サルカガリ      |
|         | 0108 | 十勝川   | トカチカガリ     |
|         | 0109 | 釧路川   | クシロカガリ     |
|         | 0110 | 網走川   | アハシリカガリ    |
|         | 0111 | 常呂川   | トコロカガリ     |
|         | 0112 | 湧別川   | ユウベツカガリ    |
|         | 0113 | 渚滑川   | ショコツカガリ    |
| 東北地方整備局 | 0201 | 阿武隈川  | アブクマカガリ    |
|         | 0202 | 名取川   | ナトリカガリ     |
|         | 0203 | 鳴瀬川   | ナルセカガリ     |
|         | 0204 | 北上川   | キタカミカガリ    |
|         | 0205 | 馬淵川   | マヘチカガリ     |
|         | 0206 | 高瀬川   | タカセカガリ     |
|         | 0207 | 岩木川   | イワキカガリ     |
|         | 0208 | 米代川   | ヨネシロカガリ    |
|         | 0209 | 雄物川   | オモノカガリ     |
|         | 0210 | 子吉川   | コヨシカガリ     |
|         | 0211 | 最上川   | モカミカガリ     |
|         | 0212 | 赤川    | アカカガリ      |
| 関東地方整備局 | 0301 | 久慈川   | クジカガリ      |
|         | 0302 | 那珂川   | ナカカガリ      |
|         | 0303 | 利根川   | トネカガリ      |
|         | 0304 | 荒川    | アラカガリ      |
|         | 0305 | 多摩川   | タマカガリ      |
|         | 0306 | 鶴見川   | ツルミカガリ     |
|         | 0307 | 相模川   | サガミカガリ     |
|         | 0308 | 富士川   | フジカガリ      |



表 8 - 4 一級水系番号一覧表 (2)

| 地方整備局等名 | 水系番号 | 水系名  | 読み仮名     |
|---------|------|------|----------|
| 北陸地方整備局 | 0401 | 荒川   | アラカワ     |
|         | 0402 | 阿賀野川 | アガノガワ    |
|         | 0403 | 信濃川  | シナノガワ    |
|         | 0404 | 関川   | セキガワ     |
|         | 0405 | 姫川   | ヒメガワ     |
|         | 0406 | 黒部川  | クロベガワ    |
|         | 0407 | 常願寺川 | ジョウガンジガワ |
|         | 0408 | 神通川  | シントウガワ   |
|         | 0409 | 庄川   | ショウガワ    |
|         | 0410 | 小矢部川 | オヤベガワ    |
|         | 0411 | 手取川  | テトリガワ    |
|         | 0412 | 梯川   | カケハシガワ   |
| 中部地方整備局 | 0501 | 狩野川  | カノガワ     |
|         | 0502 | 安倍川  | アベガワ     |
|         | 0503 | 大井川  | オオイガワ    |
|         | 0504 | 菊川   | キクガワ     |
|         | 0505 | 天竜川  | テンリュウガワ  |
|         | 0506 | 豊川   | トヨガワ     |
|         | 0507 | 矢作川  | ヤハキガワ    |
|         | 0508 | 庄内川  | ショウナイガワ  |
|         | 0509 | 木曽川  | キソガワ     |
|         | 0510 | 鈴鹿川  | スズカガワ    |
|         | 0511 | 雲出川  | クモズガワ    |
|         | 0512 | 櫛田川  | クシダガワ    |
|         | 0513 | 宮川   | ミヤガワ     |
| 近畿地方整備局 | 0601 | 新宮川  | シンクウガワ   |
|         | 0602 | 紀の川  | キノカワ     |
|         | 0603 | 大和川  | ヤマトガワ    |
|         | 0604 | 淀川   | ヨドガワ     |
|         | 0605 | 加古川  | カコガワ     |
|         | 0606 | 揖保川  | イボガワ     |
|         | 0607 | 九頭竜川 | クスリュウガワ  |
|         | 0608 | 北川   | キタカワ     |
|         | 0609 | 由良川  | ユラガワ     |
|         | 0610 | 円山川  | マルヤマガワ   |

表 8 - 4 一級水系番号一覧表 (3)

| 地方整備局等名 | 水系番号 | 水系名 | 読み仮名   |
|---------|------|-----|--------|
| 中国地方整備局 | 0701 | 千代川 | センダヱガリ |
|         | 0702 | 天神川 | テンジンガリ |
|         | 0703 | 日野川 | ヒノガリ   |
|         | 0704 | 斐伊川 | ヒイガリ   |
|         | 0705 | 江の川 | コウノガリ  |
|         | 0706 | 高津川 | タカツガリ  |
|         | 0707 | 佐波川 | サハガリ   |
|         | 0708 | 小瀬川 | オセガリ   |
|         | 0709 | 太田川 | オオタガリ  |
|         | 0710 | 芦田川 | アシダガリ  |
|         | 0711 | 高梁川 | タカハシガリ |
|         | 0712 | 旭川  | アサヒガリ  |
|         | 0713 | 吉井川 | ヨシイガリ  |
| 四国地方整備局 | 0801 | 重信川 | シゲノブガリ |
|         | 0802 | 肱川  | ヒジガリ   |
|         | 0803 | 渡川  | ワタリガリ  |
|         | 0804 | 仁淀川 | ニヨトガリ  |
|         | 0805 | 物部川 | モノベガリ  |
|         | 0806 | 那賀川 | ナカガリ   |
|         | 0807 | 吉野川 | ヨシノガリ  |
|         | 0808 | 土器川 | トキガリ   |

表 8 - 4 一級水系番号一覧表 (4)

| 地方整備局等名 | 水系番号 | 水系名  | 読み仮名    |
|---------|------|------|---------|
| 九州地方整備局 | 0901 | 遠賀川  | オンガガリ   |
|         | 0902 | 松浦川  | マツウラガリ  |
|         | 0903 | 本明川  | ホンミョウガリ |
|         | 0904 | 六角川  | ロツカガリ   |
|         | 0905 | 嘉瀬川  | カセガリ    |
|         | 0906 | 筑後川  | チクゴガリ   |
|         | 0907 | 矢部川  | ヤベガリ    |
|         | 0908 | 菊池川  | キクチガリ   |
|         | 0909 | 白川   | シラカリ    |
|         | 0910 | 緑川   | ミドリカリ   |
|         | 0911 | 球磨川  | クマガリ    |
|         | 0912 | 川内川  | センダイガリ  |
|         | 0913 | 肝属川  | キモツキガリ  |
|         | 0914 | 大淀川  | オオヨドガリ  |
|         | 0915 | 小丸川  | オマルガリ   |
|         | 0916 | 五ヶ瀬川 | コカセガリ   |
|         | 0917 | 番匠川  | ハンジョウカリ |
|         | 0918 | 大野川  | オオノガリ   |
|         | 0919 | 大分川  | オオイタガリ  |
|         | 0920 | 山国川  | ヤマクニガリ  |

### 8.2.3.a 河川番号

第7, 第8, 第9及び第10 桁目の4桁により表す河川番号は, 同一水系内において河川を特定するための番号であり, 1の河川につき1の番号を付与する。

- (1) 河川番号は, 水系番号毎に 0001 から 9999 までの範囲で, 連番により付与する。
- (2) 水系を表す場合は, 河川番号は 0000 とする。
- (3) 同一水系内においては, 河口から上流に向かい流出入する順に連番により付与する。このとき, 任意の一次支派川内の二次以降支派川の番号をすべて連番で付与した後, 直上流の一次支派川を連番で付与する。

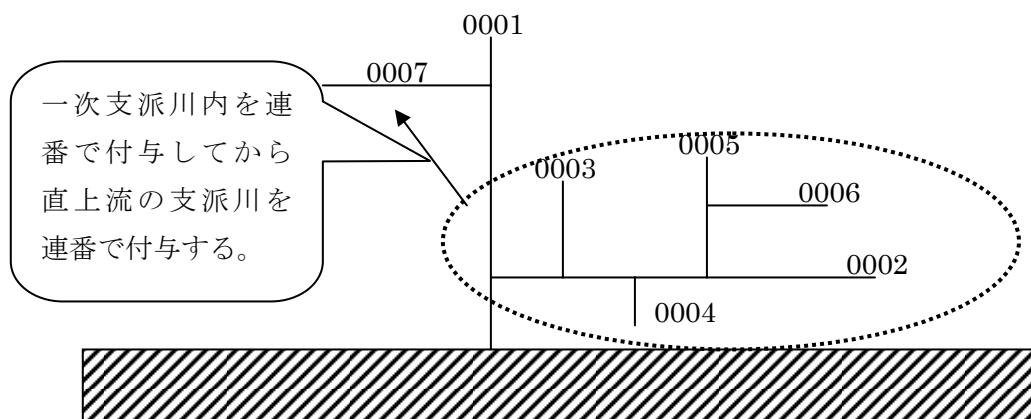


図 8 - 1 (3)の説明図

- (4) 支川に分合流する河川は, 最下流端に分合流する河川から上流に向かって連番で付与する。

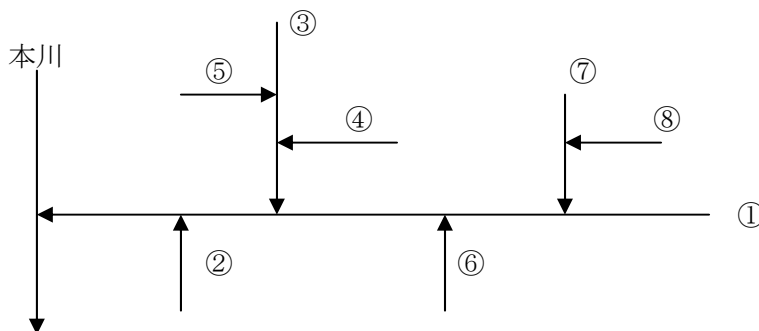


図 8 - 2 (4)の説明図

- (5) 派川に分合流する河川は, 分派点から下流に向かって連番で付与する。

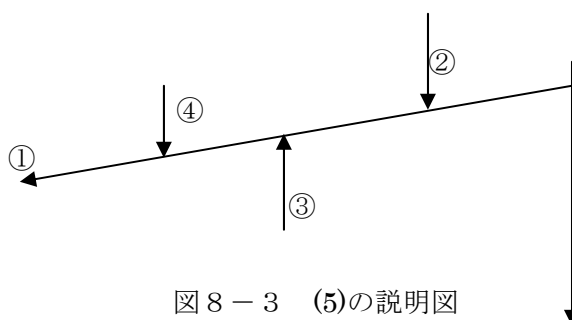


図 8 - 3 (5)の説明図

- (6) 湖沼部に流入出する河川は、原則として湖沼部の流下先河川を起点とし、右回りに連番で付与する。ただし、湖沼部において流下先河川がない場合は、独自に起点を定めて右回りに連番で付与する。

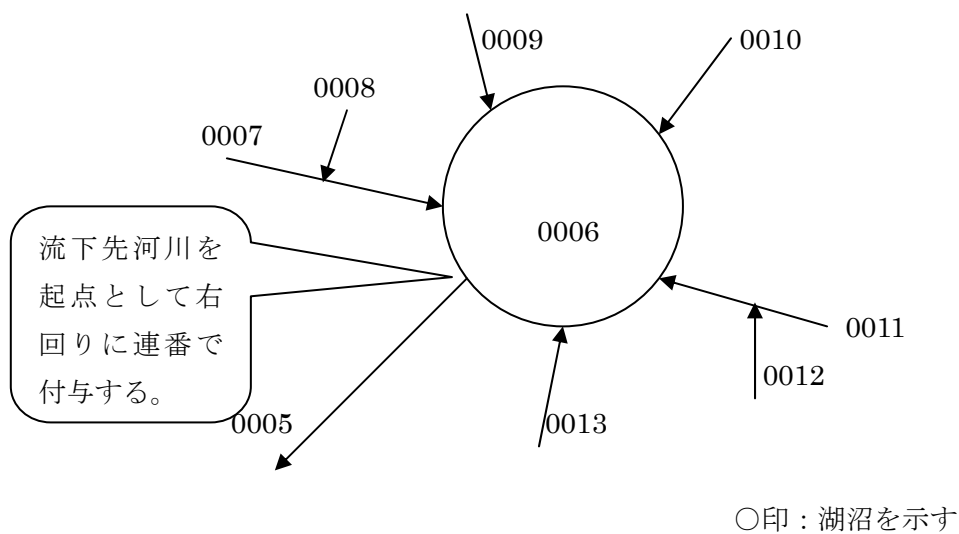


図 8 - 4 (6)の説明図 (その 1)

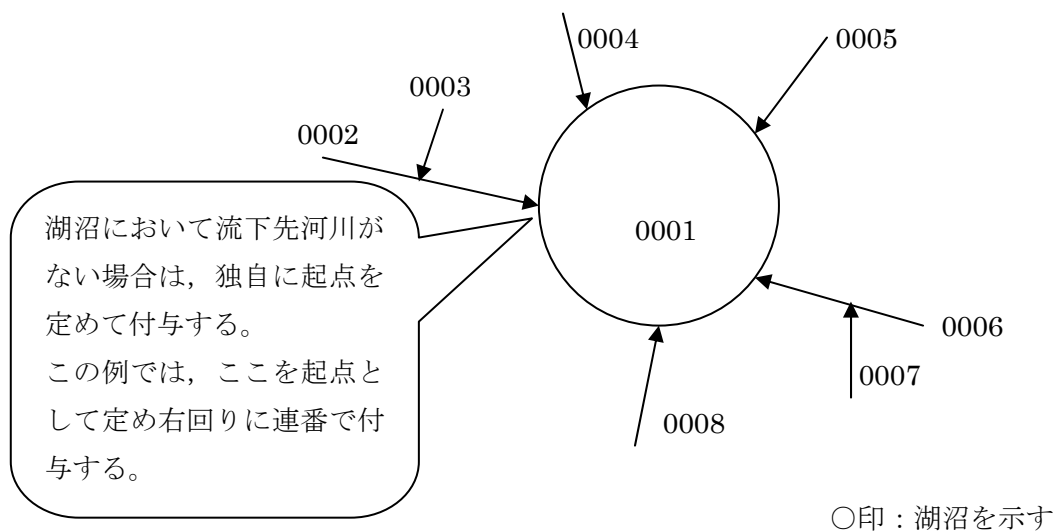


図 8 - 5 (6)の説明図 (その 2)

- (7) 1の河川に名称または河川管理者が複数存在する場合であっても、物理的に同一河川である場合は、同一コードを付与する。

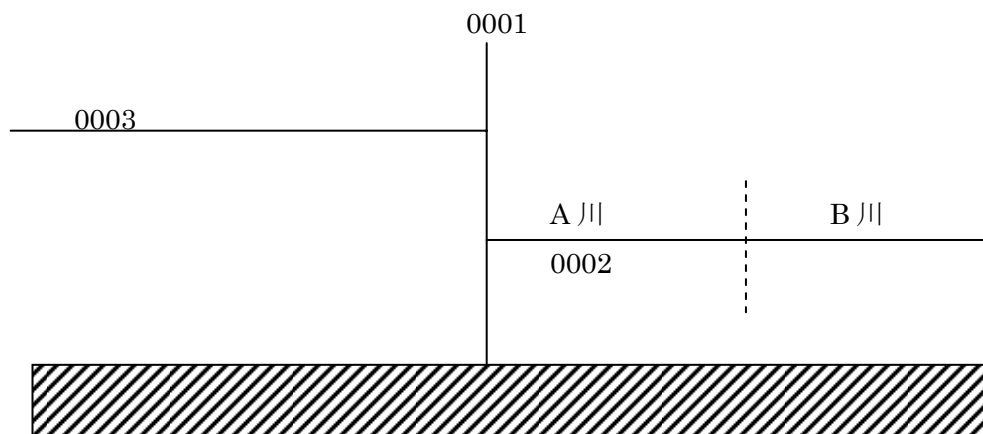


図8-6 (7)の説明図(その1)

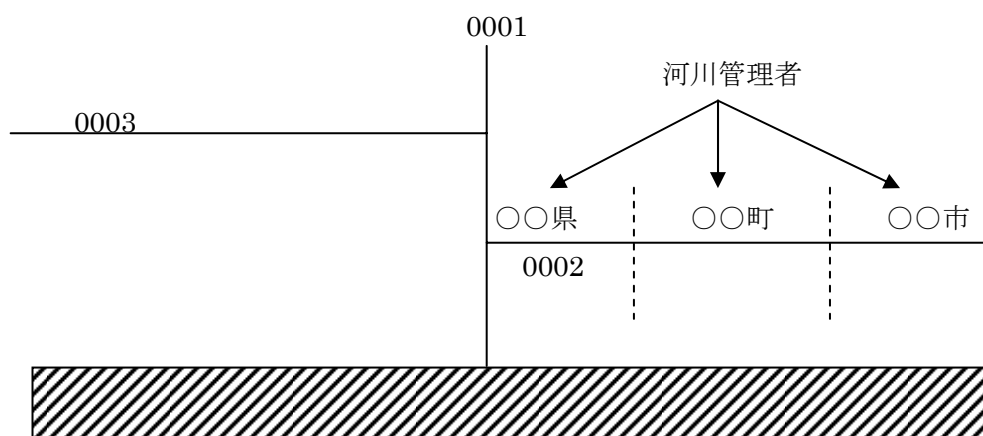
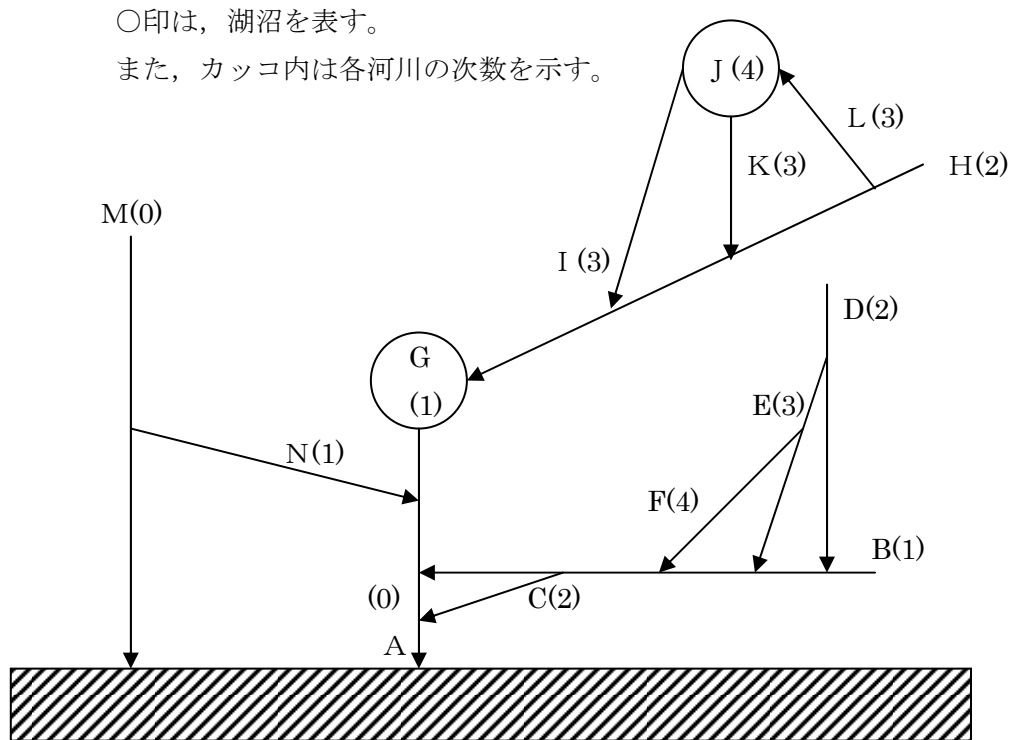


図8-7 (7)の説明図(その2)

ここで、一次支川、一次派川等の定義は、次のとおりとする（図8-8参照）。

- (a) 一次派川  
河川の上流端が、本川から分派している河川。
- (b) 二次以降派川  
河川の上流端が、本川以外の河川から分派している河川。
- (c) 一次支川  
河川の下流端が本川に合流している河川。
- (d) 二次以降支川  
河川の下流端が本川以外の河川に合流している河川。

なお、湖沼が指定の対象になっている場合は、これを1つの支川として扱う。



|   |   |        |          |   |                   |
|---|---|--------|----------|---|-------------------|
| 本 | 川 | : A, M |          |   |                   |
| 一 | 次 | 派      | 川 : N    |   |                   |
| 二 | 次 | 以      | 降        | 派 | 川 : C, E, F, L    |
| 一 | 次 | 支      | 川 : B, G |   |                   |
| 二 | 次 | 以      | 降        | 支 | 川 : D, H, I, J, K |

ここに、G, Jは、それぞれ別途指定された湖沼を示す。  
このとき、河川NはM水系に属するためMの一次派川となるが、A水系に属するならばAの一次支川となる。

図8-8 派川及び支川の説明図

## B 追加付与時

### 8.2.1.b 地域番号

「8.2.1.a」と同様とする。

### 8.2.2.b 水系番号

- (1) 新たに一級水系を追加する場合は、各地方整備局等毎に、既に一級水系に付与されている水系番号の最終番号の次の番号を付与する。
- (2) 新たに一級水系以外の水系を追加する場合は、各都道府県毎に、既に一級水系以外の水系に付与されている水系番号の最終番号の次の番号を付与する。
- (3) ある地方整備局等内または都道府県内の水系に付与されていた水系番号が廃止された場合、当該地方整備局等内または都道府県内においては、当該水系番号は欠番とする。
- (4) 既に水系番号が付与されている水系に新たに河川を追加する場合は、当該水系番号を使用する。

### 8.2.3.b 河川番号

- (1) 新たに河川を追加する場合は、当該水系に既に付与されている河川番号の最終番号の次の番号を付与する。

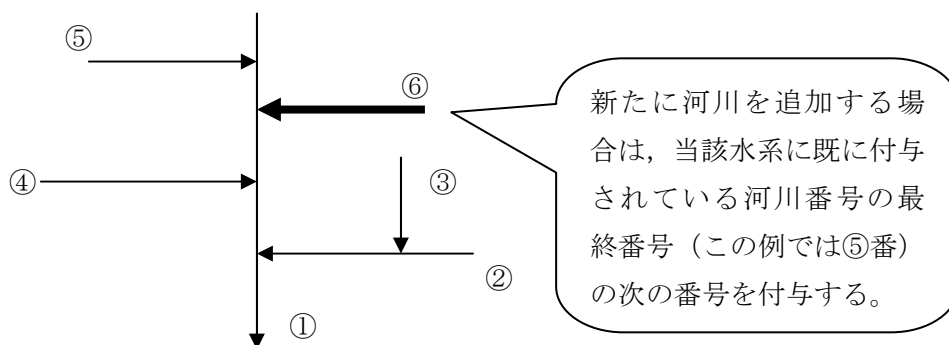


図 8 - 9 (1)の説明図

- (2) ある水系内の河川に付与されていた河川番号が廃止された場合、当該水系内においては、当該河川番号は欠番とする。

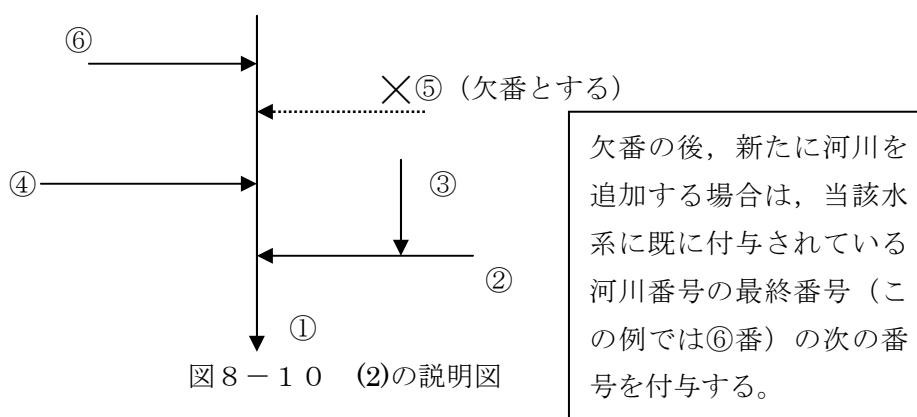


図 8 - 10 (2)の説明図



### 8.2.4 コードの付与の例

コードの付与の例を図8-1-1及び図8-1-2に示す。

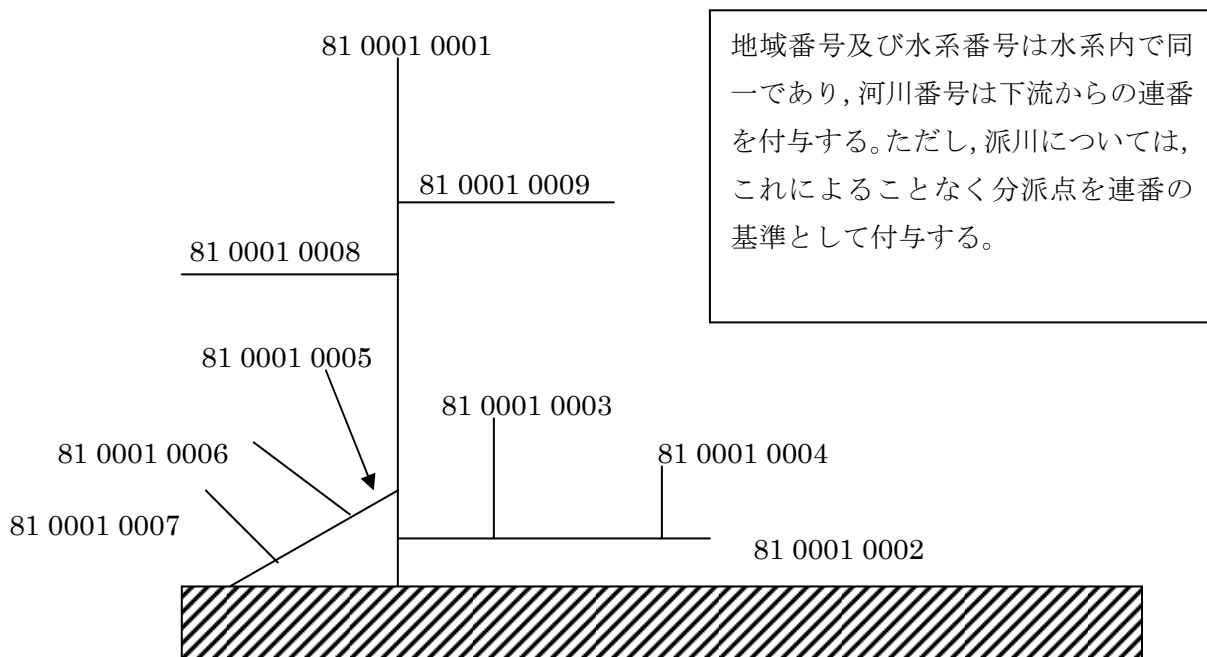


図8-1-1 コード付与の例（初期付与時）

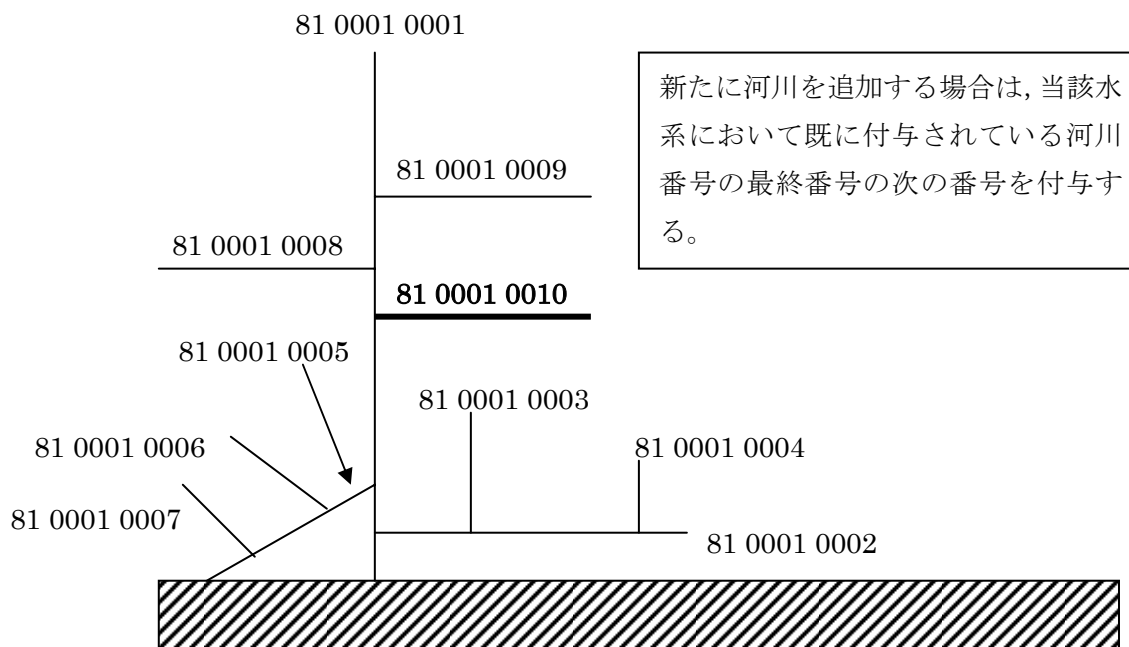


図8-1-2 コード付与の例（追加付与時）

### 8.2.5 コードの属性情報

コードの属性情報として、コード管理に必要な以下の情報を整備する。

表 8-5 コードの属性情報一覧

| 項目           |              | 内 容                                                                                                                                                                                        |
|--------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分類           | 項目名          |                                                                                                                                                                                            |
| 河川情報         | 水系名*(1)      | 水系名 (全角文字)                                                                                                                                                                                 |
|              | 河川名*(1)*(2)  | 河川名 (全角文字)                                                                                                                                                                                 |
|              | 河川名フリガナ*(2)  | 河川名のフリガナ (全角カタカナ)                                                                                                                                                                          |
|              | 河川名適用範囲*(2)  | 河川名が複数存在する場合、各河川名に対応する区間 (全角文字)                                                                                                                                                            |
|              | 河川種類*(3)     | 一級水系一級河川指定区間外区間 (9)<br>一級水系一級河川指定区間 (8)<br>一級水系準用河川 (7)<br>一級水系普通河川 (6)<br>二級水系二級河川 (5)<br>二級水系準用河川 (4)<br>二級水系普通河川 (3)<br>準用水系準用河川 (2)<br>準用水系普通河川 (1)<br>普通水系普通河川 (0)<br>(1桁(0~9), 半角数字) |
|              | 次数           | 本川を0とした河川次数 (1桁, 半角数字)                                                                                                                                                                     |
|              | 河川管理者        | 当該河川を管理する河川管理者名*(4) (5桁, 半角数字)                                                                                                                                                             |
|              | 流入先河川番号      | 当該河川が流入する先の河川の河川番号 (河川コード下4桁, 半角数字)                                                                                                                                                        |
|              | 直前の河川番号      | 台帳印刷において当該河川の直前に配置される河川の河川番号 (河川コード下4桁, 半角数字)                                                                                                                                              |
|              | 所在都道府県*(5)   | 当該河川が存在する都道府県 (2桁, 半角数字)                                                                                                                                                                   |
|              | 付与年*(6)      | コード主務者が、当該河川へ新規に河川コードを付与した年 (西暦年) (4桁, 半角数字)                                                                                                                                               |
|              | 付与月*(6)      | コード主務者が、当該河川へ新規に河川コードを付与した月 (2桁, 半角数字)                                                                                                                                                     |
|              | 付与を行ったコード主務者 | 新規付与を行ったコード主務者名*(7) (2桁, 半角数字)                                                                                                                                                             |
| 更新情報<br>*(8) | 更新年          | コード主務者が、当該河川のコード廃止又は河川情報の変更した年 (西暦年) (4桁, 半角数字)                                                                                                                                            |
|              | 更新月          | コード主務者が、当該河川のコード廃止又は河川情報の変更した月 (2桁, 半角数字)                                                                                                                                                  |
|              | 更新を行ったコード主務者 | 更新を行ったコード主務者名*(7) (2桁, 半角数字)                                                                                                                                                               |
|              | 更新内容         | コードが廃止又は河川情報が変更された内容 (全角文字)                                                                                                                                                                |

\* (1) : 水系名又は河川名が旧字体の場合は、ひらがな (全角) を登録する。

\* (2) : 河川名が複数存在する河川は、河川名、河川名フリガナ及び河川名適用範囲を

河川名の数だけ（最大5つまで）登録する。

\* (3) : 河川種類が複数存在する河川は、河川種類を複数（最大5つまで）登録する登録する。また、河川種類はコードによる管理を行う。

\* (4) : 河川管理者名は、次のとおりコードによる管理を行う。

- ① 河川管理者が国土交通大臣の場合、第1桁目及び第2桁目に当該河川を主管する地方整備局等の番号（表8-1参照）を使用し、第3桁目から第5桁目は0を使用する。
- ② 河川管理者が都道府県知事の場合、第1桁目及び第2桁目に都道府県番号（表8-2参照）を使用し、第3桁目から第5桁目は0を使用する。
- ③ 河川管理者が市町村長の場合、市町村コード（5桁）を使用する。
- ④ 普通河川は、登録しない。

ここで、河川管理者が1河川に対して複数存在する場合は、河川管理者の数だけ登録する。

\* (5) : 当該河川が地理的に存在する都道府県を最大5つまで登録する。

\* (6) : 初期付与されたコードの付与年月は2004年03月と登録している。

\* (7) : コード主務者名は、地方整備局等の番号（表8-1参照）によるものとする。

\* (8) : 更新情報は、コードが廃止又は河川情報が変更された数だけ登録する。

#### 8.2.6 琵琶湖及びその関連河川に対する河川次数の特例

琵琶湖の河川次数は0次として取り扱い、琵琶湖に直接流入する支川は一次支川、一次支川に流入する河川又は一次支川から流出する河川は、二次以降支派川として取り扱うものとする。

#### 9. コード仕様書の維持及び管理

本仕様書の維持及び管理は、河川局河川計画課長が行うものとする。

#### 10. コード仕様書の使用開始年月日

本仕様書は、平成17年4月1日から使用するものとする。

#### 11. その他

本仕様書の運用に疑義が生じた場合には、河川局河川計画課長に協議するものとする。